

平成28年第2回定例会 総務文教常任委員会審査記録

- 1 日 時 平成28年6月16日(木) 午前10時00分
- 2 場 所 市役所 第一委員会室
- 3 議 題 請願第 1号 小中学校の統廃合は性急にすすめないことを求める請願書  
請願第 2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に  
係る意見書の採択を求める請願書  
議第 93号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について  
議第 94号 災害対応特殊消防ポンプ自動車(CD-I)購入契約の締結につ  
いて  
議第 95号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結に  
ついて  
議第 96号 消防団員活動服等購入契約の締結について  
議第 97号 村上市教育情報センター空調設備改修工事の工事請負契約の締結  
について

4 出席委員(9名)

1番	小杉武仁君	2番	木村貞雄君
3番	稲葉久美子君	4番	大滝国吉君
5番	三田敏秋君	6番	佐藤重陽君
7番	河村幸雄君	8番	鈴木好彦君
9番	鈴木いせ子君		

5 欠席委員

なし

6 委員外議員

本間善和君	渡辺昌君	本間清人君
小杉和也君	姫路敏君	竹内喜代嗣君
大滝久志君		

7 地方自治法第105条による出席者

なし

8 オブザーバーとして出席した者

なし

9 説明のため出席した者

副市長	鈴木源左衛門君
総務課長	佐藤憲昭君
同課参事	山田和浩君
財政課長	板垣喜美男君

同課契約検査室長	大西敏君
政策推進課長	渡辺正信君
同課参事	木村祐二君
自治振興課長	川崎光一君
同課自治振興室長	前川龍也君
会計管理者	中村るみ子君
消防長	長研一君
消防本部次長	小島邦広君
消防本部総務課長	本間鉄雄君
選管・監査事務局長	木村正夫君
荒川支所長	小川剛君
神林支所長	鈴木芳晴君
朝日支所長	齋藤泰輝君
山北支所長	五十嵐好勝君
教育長	遠藤友春君
学校教育課長	遠山昭一君
同課教育総務室長	伊藤浩君
生涯学習課長	田嶋雄洋君
同課社会教育推進室長	太田秀哉君
同課スポーツ推進室長	永田満君
同課文化行政推進室長	富樫秀之君
同課教育情報センター長	加藤渉君

10 議会事務局職員

局長	田邊覚
次長	小林政一

(午前10時00分)

委員長（鈴木いせ子君）開会を宣する。

○当委員会の審査については、審査日程どおりに進むことに異議なく、そのように決定する。また、請願第1号及び陳情第2号について、請願者の意見を聞くこととし、請願者からの説明、質疑の間は議事録には残さないこととし、そのように進めることに異議なく、そのように決定する。

委員長（鈴木いせ子君）請願者（内山雄平氏、大滝浩道氏）を入室させる。

(午前10時03分)

鈴木委員長 村上市子どもの教育を考える会代表の内山雄平さん、会員の大滝浩道さんには、本日は大変ご苦労さまである。私は、総務文教常任委員会委員長の鈴木いせ子である。よろしく願います。

---

**日程第1** 請願第1号 小中学校の統廃合は性急にすすめないことを求める請願書を議題とする。

鈴木委員長 最初に、紹介議員から特に補足して説明することがあったら願います。  
竹内喜代嗣 きょうは、請願の当事者の方がいらっしゃっているので、当事者の方から何か求められたら発言したいと思うが、説明のほうをお願いしたいと思う。以上だ。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。  
（午前10時04分）

---

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。  
（午前10時29分）

（審査）

鈴木委員長 これから審査に入る。ご意見のある方は発言ください。  
佐藤 重陽 請願者の心情的な部分、心象的な部分はよく理解できる。それにけちをつけるようなことは何もないのである。ただ、1つ気になる、先ほども言ったけれども、その小中学校の統廃合を性急に進めないことというその性急という期間がどれぐらいなのかということがなかなか理解しがたい部分が1つあるということと、その求める最後が、問題なのは住民の意思を十分尊重し、性急に進めないことを決議願うとなっているのだ。議会で決議しろということなので、果たしてそうなるかどうか。要望として、気持ちと、心情的な部分として性急に急ぐなということでは理解できるので、これは理解我々もしなければいけないのかなというふうに思っているのだが、それを議会の中で決議しろということになるとちょっと話が違ってくるのか。それこそ言うように、ではもっと具体的なその性急性の期間であるとか、考え方に対してははっきりしていかないと、本会議等の中で案にその村上市議会として学校の統廃合急ぐなという決議をするということになると、ちょっと違うかなという気がしてならない。

木村 貞雄 私も、先ほども話あったように、特に今日の前に迫っているのは神林地区の小中学校の統廃合けれども、先ほども言われたように、平成19年度からそういった特に区長さんの話も出たけれども、区長会の会長である人がその統合の検討委員会の委員長もして、いろいろと話を進めてきた中で、先ほども言ったように9年目になるので、

この頭にかかれている統廃合は性急に進めないことを求めるという言葉自体が私どこまで性急という期間があるのかなと思っているのだけれども、それでその後進めてきて、地区の方はいろいろな意見があって、やはりある程度の目安がないと、自転車通学で行っている中学生あたりになると、自転車を買ってやらなければならないので、そういった目安も必要だなんて、そんな意見もあったし、また中学校の部活においては、私もその件では一般質問させていただいたけれども、本当に神納中学校なんかもう野球部なんか2名しかなくて、3校で統合した部活をつくって、今希楽々さんが一生懸命になって昨年度から特に力入れているけれども、あれはバスケットの女子のバスケットを2校で一緒にパルパークで部活のお手伝いみたいなことをして一生懸命にやっているのだ。もうここまで来れば、本当にこの部活というのも大変だし、その部活というのも物すごく人間形成の上に必要なだし、先ほども佐藤委員のほうからも言われたけれども、小規模校と大規模なんていう学校は村上市にはないと思うのだけれども、この神納中学校にしても1学年2クラス、小学校においては1つの学年だけ2クラスか、だからそんな大規模でもないし、一番困っているのは部活だ。本当にそういった教育上の関係では社会人になるまでの育成するために、こういったいろいろなもろもろのことを考えた中で、この今の望ましい教育環境整備の検討委員会というのを立ち上げていろいろと検討してきた結果だと思うので、私はそれにとめるようなあれを打つような考えはなくて、この請願に私反対したいと思うけれども。

稲葉久美子

神林のほうでアンケートをとったという話なのだけれども、上海府と瀬波にもやっぱりアンケートなのだ。それで、私のほうは瀬波小学校の関係なのだけれども、何で私たちに意見聞くのみたいな顔して父兄のほうは受け取っていて、来るのだったら勝手に来いみたいな形で、そんな形になっていたのだけれども、やはり受ける側のほうも、前に中学校も一緒になったよね。その時点でもそうなのだけれども、あの人たちは上海府の人たちみたいな形で、やっぱり最初壁つくってしまうのだ。そんなこともあったし、本当に子供たちの気持ちというものをもっと大事にしなければならぬなというようなことはわかった。ところが、現在学校へ行っている人たちにしてみれば、なったらどうするなんていうことはわからないわけだ。だから、やっぱり卒業生のその当時かかわった人たちの意見を聞くことも大事かななんていうふうに、子供たちの意見という言葉が出たときに感じたところなのだ。それからもう一つは、部活動の話も今出たけれども、村上の一中と東中以外については、ほとんど部員が足りないというのは現実なのではないかというふうに思うので、ただ単にそれだけということにはならないのではないかなというふうに思うし、一人一人の子供たちに寄り添うという学校の教育の立場であれば、少人数も大事にしていけたらということとあわせて、やっぱり人口減のことも考えてほしいと思う。学校がなくなるということは、先生もいなくなるわけだし、職員ももちろんそうだけ

ども、それだけ教員の数がまた減るわけだ。そうすると、教員になりたくてもなれない人たちも出てくるというようなこともあるし、慎重に考えて、もっと学校の関係だけでなく、いろんな分野からやっぱり人口のことも含めて話し合う、そういう時期があつていいのではないかなど。そういう意味で、性急という言葉は私は大事ではないかなというふうに思った。以上だ。

大滝 国吉 この趣旨については、説明については大変詳しく説明あつた。私も、この統廃合には実際にかかわった一人であつて、地域から学校がなくなるということは非常に寂しい、集落が停滞するというのが本当に目に見えてわかる。我々も、その当時地域からなくなるということで、集落、住民で大反対をしてやったけれども、やはり最終的には子供と親が統合を望んで仕方なく統合になった経過がある。今の時代その地域に住む人方よりも、そこに携わる子供と親が希望が一番大事だと思つて、その人たちは統廃合を今望んで、自分の子供たちは大きいところでやっぱり伸び伸びと、いろいろな環境が整つたところで授業させたいというのが地域の親の望みだと思つていた。それからずっとそう思つていたので、やはり今教育委員会が進めていることは私は正しいと思つているので、この件については反対する。

鈴木委員長 ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

鈴木委員長 それでは、これで審査を終わる。

以上で審査を終了し、討論を求めたところ討論なく、起立による採決を行った結果、請願第1号は、起立少数にて不採択すべきものと決定した。

委員長(鈴木いせ子君) 請願者代理(星野貴之氏)を入室させる。

(午前10時40分)

鈴木委員長 新潟県教職員組合村上市岩船郡支部書記長の星野貴之さんには、本日は大変ご苦労さまである。私は、総務文教常任委員会の委員長、鈴木いせ子である。本日はよろしく願います。

---

**日程第2** 請願第2号 30人以下学級の実現、義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る意見書の採択を求める請願書を議題とする。

鈴木委員長 最初に、紹介議員から特に補足して説明することがあつたら願います。

本間 清人 初日に皆様に申し上げたとおりであるし、本日請願者の方も来ているので、私から特に説明することはない。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前10時41分）

---

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前10時48分）

（審査）

鈴木委員長　これから審査に入る。ご意見のある方は発言願う。

佐藤 重陽　これは、いつも全会一致で通っていることなので、問題ないと思うし、今ほど言ったように、今先生からもいみじくも出たけれども、市からも加配の教員が出ているわけである。そういうことを考えたとき、やはり市の財政にも直結する問題でもあるし、またこの意見書の採択は、どうしても実現に向けて継続していかなければいけないものでないかというふうに思っているので、大賛成だ。

鈴木委員長　ほかにないか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

鈴木委員長　これで審査を終わる。

以上で審査を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、請願第2号は、起立全員にて採択すべきものと決定した。

事務 局長　それでは、こちらから意見書をお出しするけれども、これまでの例によってですます調、である調に直させていただく。また、表記的に統一をさせていただいて、補正をしてお出しするので、お願いをする。

委員長（鈴木いせ子君）休憩を宣する。

（午前10時50分）

---

委員長（鈴木いせ子君）再開を宣する。

（午前10時59分）

鈴木委員長　ここで皆様に申し上げる。質疑は一問一答とし、簡潔に願う。また、理事者の方に申し上げる。答弁は、質疑の要点を捉え、簡潔にされるよう特段のご協力をお願いする。

---

**日程第3**　議第93号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

生涯学習課長 それでは、議第 93 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてであるが、この案件については、現在総合型地域スポーツクラブに委託しているスポーツ振興事業を指定管理業務の一部に加えるものである。このことによって、指定管理者がより積極的及び自主的な運営が図ることができるというふうに判断していて、サービスの向上にもつながるし、体育施設の利用促進が期待できるものである。この規定については、平成 29 年 4 月 1 日から適用するという提案である。また、施設の老朽化によって使用不能となっている朝日テニスコートを廃止しようとするもので、廃止に伴う改正規定については、平成 28 年 7 月 1 日から適用するというものにしたという提案である。以上だ。

(質疑)

大滝 国吉 テニスコートを削って廃止して、その跡地はどんなようなことで使うのか。

生涯学習課長 跡地については、9 月の補正予算をいただいて提案させていただいて、施設そのものを処分していくような方向で作業を進めてまいりたいというふうに考えているところである。

大滝 国吉 では、あそこ更地にして何か芝生でも張るのか。

生涯学習課長 当面コートそのものは残してまいりたいというふうに考えている。ただ、周りのフェンスももう壊れていて、単管パイプで今倒れないように抑えたりしている状態だし、中にある街路灯というか、照明施設ももう傷んでいて使えないというので、そこはみんな処理させていただきたいなというようなことを考えているところである。

[委員外議員]

小杉 和也 老朽化で使用不能ということで説明あったのだけれども、これいつから使用不能で、なぜこのタイミングでやってくるのかという部分お伺いする。

生涯学習課長 スポーツ推進室長のほうから答弁させていただく。

スポーツ推進室長 朝日のテニスコートについては、かなり老朽化していたので、実際には平成 26 年度から使用停止をかけていた。かなり先ほど説明したとおりフェンスだとか照明がさびて危険だということもあったので、今回撤去して廃止するというようなことで考えている。

小杉 和也 平成 26 年度から使用停止なのだろう。だから、もう少し前にいろんな形の取り組みができなかったのか、考えていなかったのか、その辺話し合われてこなかったのかというところをお伺いする。

スポーツ推進室長 平成 26 年度時点では、使用中止はかけていたが、まだ廃止までの結論までは至っていないで、今回完全に廃止するというふうな結論に至ったということである。

(「何で。何でそのときに使用停止にして、その後何も動きがなくて今なのということ」と呼ぶ者

あり)

スポーツ推進室長 その平成 26 年度時点でまだ改修のことも検討していたので、その時点では廃止まではできなかった。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 93 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 4** 議第 94 号 災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I) 購入契約の締結についてを議題とし、担当課長 (消防長 長 研一君) から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

(説明)

消 防 長 それでは、議第 94 号を説明させていただく。こちら、災害対応特殊消防ポンプ自動車 (CD-I) 購入契約の締結ということである。こちらのほうの 5 月 12 日に指名競争入札によって仮契約書を交わしているものである。こちらのほうの契約については、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定によって、購入契約の締結についてお願いするものである。今回購入予定のポンプ自動車については、資料 1 ということで説明資料をつけさせていただいている。平成 7 年に入れた山北分署の消防ポンプ自動車を入れかえるというものである。こちらのほうでは、新しいポンプ自動車については積雪地に合わせていろいろな計器の部分だとか操作部分にオールシャッターというようなことでシャッターをつけているし、圧縮空気、泡消火装置ということで、こちらのほうも非常に少量の水で効率よく消火活動できるというようなことで、こちらもつけている。また、600 リッター以上の水槽もつけるようなことで、仕様のほうにはつけている。また、入札に当たっては、専門的で特殊な技術を要することからということで、消防ポンプ自動車取り扱い業者によって指名競争入札というようなことで行っているものである。金額のほうは 4,152 万 789 円である。契約の相手方は、株式会社宮島工業所である。よろしく願います。

(質疑)

木村 貞雄 今までの装備というか、この主要装備書かれているけれども、変わった装備というのはこの中であるか。

消 防 長 今までの山北分署のポンプ車から変わったということによろしいのか。

(「そうじゃなくて、最近入った新しいやつで」と呼ぶ者あり)

消 防 長 それでは、最近納車された車両から違うところは圧縮空気、泡消火装置、こちらのほう今までの車にはついていないで、今回新たに採用したものである。

(「きょうも・・・」「あったよな」と呼ぶ者あり)

消 防 長 今回採用して、これから順次こういう形でつけさせていただきたいと考えているものである。



〔委員外議員〕

本間 善和 泡消火器特に入ったと。分署のとき今までなかったが、に入ったということは理解したけれども、あとのこの災害特殊車両ということでの部分については、新たにふえたという項目はないのか。

消 防 長 それでは、本部次長のほうに説明してもらおう。

消防本部次長 本部次長の小島だ。本間議員の質問だが、今採用されている車の中で変わったものというのとは特にない。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 94 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

日程第 5 議第 95 号 消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

消 防 長 それでは、議第 95 号を説明させていただく。消防団消防用ポンプ積載車及び小型動力ポンプ購入契約の締結についてである。こちらのほうも、5月12日に指名競争入札によって仮契約書を交わしているものである。消防団の消防用ポンプ積載車と小型動力ポンプの購入契約ということなのであるが、こちらのほう資料をつけていて、こちらのほうに配備先については説明つけているので、ごらんになっていただければと思っている。更新のほうは、私どもおおむね車両20年、ポンプ25年ということで順次入れかえしているものである。また、こちらのほう、契約金額のほうは4,309万2,945円、契約の相手方のほうは株式会社宮島工業所になっている。よろしく願います。

（質 疑）

佐藤 重陽 先ほどの94号も含めてという考えになるのかもしれないけれども、これ計画的に毎年入れかえているわけなので、山があるのはしょうがないのかなと思うのだけれども、ここ二、三年非常に金額的なものを見ると続いているのか、入れかえの時期が。この辺のその小型ポンプ、あと消防ポンプの積載車、その辺の入れかえのピークみたいな時期はやっぱりある。始まった時期を考えると、そういう山場がどこかにでてくるのかなというふうに思うのだけれども。

消 防 長 これは、それぞれで今まで入れていた車両ずっとあるわけであって、それが順次この年数を迎えて入れかえのほうに向けていろいろやっているものである。今回この台数であったが、来年度以降もそういうふうな目安で入れかえというようなことで考えているものである。

佐藤 重陽 いや、消防長わかるのだけれども、これ何年か前に当時から 10 年後ぐらいのその入れかえ計画みたいなの前に見せられたことあるのだけれども、ここ 3 年ぐらい毎年消防署の部分もそうだし、消防団の部分もそうだけれども、そのポンプや設備の入れかえが続けて出てきているのだけれども、そのピークみたいなのはどの辺の時期、これから・・・今がピークなのか、それともこの先にもうちょっと大きい山が来るのか。

消 防 長 台数にはいろいろあるわけであるけれども、ピークというような形で多くの台数を一気にというようなことにならないように、若干そのあたりはいろいろ考えの中に入れて、1 年に大体平均的になるようなことで、それなりの割り振りを考えていきたいと思っている。

佐藤 重陽 ということは、逆に言えばこの 4,000 万から 5,000 万ぐらいの消防団の設備の入れかえ、ことしはこの後の活動服なんかの入れかえもあるので、ちょっと金額が大きくなるけれども、4,000 万から 5,000 万の消防団のポンプ設備などの入れかえは、今後ずっとあるよと、こういうことか、逆に言えば。

消 防 長 今資料を平成 32 年度までのものしか実は持ってきていないけれども、平成 32 年度までは大体同じような台数で更新の時期を迎えるようなことで考えている。

佐藤 重陽 いや、わかった。文句言っているのではなくて、ただその辺の山場というのか、ことし特にトータル的に見るとこの防災設備に関してのその予算が補正の割に大きく出てきているので、今後もこういうふうになるのかどうか、その辺をお聞きしたかっただけなので。

三田 敏秋 毎年そういう質疑出るので、その重複状況をして、今後どういう計画にあるか、今すぐでなくてもいいけれども、議会のほうに資料を出しておいたほうがいいのか。ちょっと出せるか出せないか。

消 防 長 それでは、今現在総合計画とかそちらいろいろな計画の中で考えている台数とかあるので、そちら大体方向決まった後でよろしければ、それ皆さんのほうにお示しできればと思うが、よろしいか。

(「了承」と呼ぶ者あり)

大滝 国吉 消防長、この 1 台ごとの単価というのはどのくらいになっている。わからねば後で。

消 防 長 小型動力ポンプになるが、単価としては概算であるが、185 万。また、軽の積載車については 400 万。

(「車両のみで 200 万」と呼ぶ者あり)

消 防 長 小型動力ポンプ付きの軽積載車については、両方足した金額で 585 万ということになっている。

木村 貞雄 私ども消防演習になると見ることでわかるのだけれども、昔から宮島工業さん、これほとんどだけれども、メーカーというのはこの宮島工業所が勧めてくれるメーカーで、何か見ているとほとんど 2 種類ぐらいの気するのだけれども、いかがか、その辺は

メーカーとしての。

消防本部総務課長 今ほどの木村委員の質問だが、メーカーとしては、現在入っているメーカーがト  
ーハツ、シバウラ、ラビット、この3社のメーカーが消防団の小型ポンプのメーカ  
ーとして入っている。

木村 貞雄 それは、この宮島工業所でどこでもほかのものでもそうだけれども、勧める機種はあ  
るだろう、メーカーというか、どこの会社でもそうだけれども。そのほかにもいっ  
ぱいあるのか、メーカーは。

消 防 長 宮島工業所さんは、ポンプだとかそういったもののメーカーでないので、例えば軽の  
積載車をつくる、そういった擬装のメーカーである。また、ポンプとかは代理店と  
いう形でやっていると思うが、そういった宮島工業所さんと一緒に入札に参加する  
方という意味でよろしいのか。それは、今回6社ということで私ども聞いているが、  
その中で入札ということで聞いている。

三田 敏秋 今木村委員言うように、胎内市の宮島工業さん、よく落札しているけれども、市内に  
はないわけ、代理店等々、村上市内には。

消 防 長 市内業者は残念ながらない。

三田 敏秋 この間は、方面隊の春季の操法競技に参加したとき、何か競技用のポンプあるとい  
うことで、競技用のポンプであるからにして、別に放水できないわけでないとい  
うことを聞いてきたのだけれども、市内にはそういう競技用のポンプはあるのか。

(「ホースでねえか」と呼ぶ者あり)

三田 敏秋 いやいや、ポンプ。そう聞いた。

(「ホースだねえの」と呼ぶ者あり)

三田 敏秋 いや、それも含めて、では。

(「軽いホースはあったけどな」と呼ぶ者あり)

消 防 長 市の業者からは入って・・・

三田 敏秋 いやいや、そうでなくて、この間荒川方面隊の春季の消防演習というか、総合競技に  
参加した際、この競技用の器具というか、それがあるのだということで、競技用の  
ポンプだからといって、通常火災の際使われないということはないのだと。性能が  
若干いいのか。そういうことで聞いたのだけれども、それは競技用のポンプとい  
うのは市内には持っているわけ。

消防本部次長 村上市の消防団の中には入っていないと記憶している。

三田 敏秋 各方面隊によって要は格差あるのだけれども、これから消防業務というのは非常に大  
切なわけだし、そういうことを考えて、やっぱり各方面隊に1つや2つそういうも  
のを、金銭的には若干高いというような話聞いたけれども、そういう方向は検討で  
きないのか、総務課長、ちょっと。

総務 課長 消防本部と協議をしていきたいと思う。

〔委員外議員〕

渡辺 昌 更新時期によって計画的にこれ購入していると思うのだけれども、毎年補正で上がってくるのだけれども、こういうのは当初予算では計上できないものなのか。

消 防 長 これは、計画に基づいて当初予算で私ども計上しているものであるが。

（「契約」と呼ぶ者あり）

本間 善和 消防団のこの機材の計画というのは、後ほど先ほど委員のほうから出されるという格好で私も期待しているところだが、消防団の団員の編成とか分団の編成とかによって、この機材の配置、統合なんかも関連してくると思うが、どんな考えか。

消 防 長 平成 28 年 4 月 1 日現在で、現状消防団のほうの体制が決まっているので。ただ、この体制に合わせた形で今のところ考えている。今後の推移については、また若干この 7 割ぐらいまでの定員に対しての率になっているところもあるわけであるが、こちらについてはその後の状況を考えた上でいろいろ検討していかなければならない問題かと思っているところである。

本間 善和 あわせてもう一つだけ。今の答弁にちょっとつけ加えて考えておいてもらいたいのだけれども、当然団員の編成が変わってくるということは、変更が出てくる、計画になってくると。機械の変更云々ということも出てくると思うのだ。だから、そういうところもあわせて一緒に検討しておいていただきたいと、そう思うので、ひとつよろしく願います。以上で結構だ。返答要らない。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 95 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 6** 議第 96 号 消防団員活動服等購入契約の締結についてを議題とし、担当課長（消防長 長 研一君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

消 防 長 それでは、議第 96 号 消防団員活動服等購入契約の締結について説明させていただきます。こちらのほうも、5 月 12 日に指名競争入札によって仮契約書を交わしているものである。こちらのほうは、平成 25 年 12 月の新装備基準に対応するために、活動服の上下 1,723 着、そのほかに雨衣上下 1,701 着、それと耐切創性の作業手袋 1,407 双を装備することになっているものである。これとあわせて、新入団員用のアプロキャップ 100 個とベルト 100 本、これもあわせて入札に付したものである。こちらのほう、契約金額のほうは 4,446 万 1,440 円、契約の相手方は株式会社大滝建材さんである。こちらの新装備基準について、活動服上下 1,723 着と耐切創性の作業手袋 1,407 双、こちらのほうで現在の消防団員の皆さんには全部行き渡るといような数字になっているところである。よろしく願います。

(質 疑)

木村 貞雄 大滝建材だけれども、この村上市の中ではこういうのを探している会社というのは何社あるのか。

財政 課長 今回の入札、市内業者6社を指名して入札を行っている。全て市内業者である。

木村 貞雄 この品目についても、単価教えいただきたいのだけれども。

消防本部総務課長 今ほどの単価についてだが、活動服上下で1万2,960円、雨衣上下で1万1,340円、耐切創性の手袋で2,160円、アポロキャップ、ベルトについては今資料がないので、単価についてはちょっとわからない。

(「雨衣というのは」「1万1,340円」と呼ぶ者あり)

三田 敏秋 ここには靴は入っていないみたいだけれども、編み上げの靴今支給になっているのか。

消 防 長 編み上げの靴についても、今後そういった形で考えていきたいと思っている。

三田 敏秋 何か消防団員の皆さんに聞くと、長靴は今度支給しないのだということ聞いたのだけれども、本当か。

消 防 長 新装備基準のほうで、安全靴というようなことで規定あるので、長靴やめてそういった編み上げの安全靴のほうを考えているところである。

三田 敏秋 先般の水防訓練で私も編み上げの靴履いていったのだけれども、非常に行動がしにくい。それで、消防団の方々に言わせると、まあまあその安全基準というのがあるのだろうけれども、前にも私どなたかに言ったかと思うのだけれども、消防団のほうでは長靴を支給してほしいと。常々の演習だとか何とかでそういう要望が非常に強いだけれども、大変失礼だけれども、長靴ぐらいなんて言えば悪いけれども、あれだけ一生懸命常に消防活動やっている消防団の方々に、通常の集落の巡回だとかそういったときには、編み上げということになるとなかなかあれなので、長靴何とか支給できるようなことを工面してもらえないかちょっとお聞きする。これは副市長だか。

副 市 長 そういう要望があれば、消防団長ともお話をしていきながら対応をしていきたいと考えているので、引き継ぎをさせていただく。

大滝 国吉 その編み上げの靴は、安全靴でも言ったけれども、長靴にも安全靴みたいに鉄が入っているやつでも長靴があるので、かえってそういうふうなもので規定はならないものなのか。

消 防 長 新装備基準に当てはまったものを考えているところである。長靴タイプのものは、そちらに当てはまらないような形になるので、今のところそちらの基準からは考えていない。

[委員外議員]

小杉 和也 先ほどから新装備基準、新装備基準と出てきているのだが、これについていつごろこういうのが適用されて、内容はどのようなものなのかをお伺いする。

- 消 防 長 平成 25 年になるけれども、こちらの法律第 110 号によって消防団の装備の基準等の一部改正を行ったところである。この改正のポイントとしては、東日本大震災において多数の消防団員の方が犠牲となったというようなことを踏まえて、救助用半長靴、救命胴衣だとか、消防団員の安全確保のための装備の充実を図ったものである。その中で、今回の活動服、こちらのほうの機能性とデザインのほうが向上を図られて、それに合わせて今回こういった形で私どもの団員に対しても団員の皆さんに全員支給できるような形で今回購入したものである。あと、かなりページ数多い資料であるので、こちらのほう必要であればと思うが、大体ポイントとしてはそういったところであると思っている。
- 小杉 和也 平成 25 年の法律改正というふうに今お伺いしたのだけれども、なぜこのタイミングで活動服をそろえようとしたのかという、そういう経緯的なものとか、その辺のところわかっただら。
- 消 防 長 この基準の改正に合わせて、私どもで年次計画に基づいて幹部の皆さんからというようなことで順次この装備をしていったものであって、今回団員の皆様全てに行き渡るような数を新年度予算において計上させていただいたものである。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 96 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

---

**日程第 7** 議第 97 号 村上市教育情報センター空調設備改修工事の工事請負契約の締結についてを議題とし、担当課長（生涯学習課長 田嶋雄洋君）から議案の説明を受けた後、質疑に入る。

（説 明）

生涯学習課長 それでは、議第 97 号 村上市教育情報センター空調設備改修工事の工事請負契約の締結についてであるが、去る 5 月 17 日、一般競争入札に付した空調改修工事について、地方自治法の第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであって、ここに書いてあるとおり、目的は村上市教育情報センターの空調設備改修工事である。契約金額は 2 億 2,839 万 6,564 円、契約の相手方は長谷川・新菖特定共同企業体である。参考までにだが、村上市教育情報センターは、平成 6 年に建設された建物であって、平成 6 年にオープンである。開館した施設である。ことしで 22 年目である。それで、平成 25 年ころからこの空調設備について、一部の系統が老朽化によってとまり出してきたと。最初は、全館の集中管理方式の形になっていたが、平成 25 年、平成 26 年にそれぞれ 1 つの系統が突然壊れてしまって、老朽化でぷつんと壊れてしまったというのが実情で、2 階の部屋を一部個別のエアコン等をつけるなどして対応しているところである。今だから開館以来直していないところが図書館部分だとか、200 人入る視聴覚ホールといった部分が、大きいところがいつとまるか

わからないというような状況になっていることから、今年度改修工事をしようということにしたものである。なお、こういった空調施設については、耐用年数は一般的には 13 年から 15 年程度だというふうに業者のほうからお聞きしている。ことし 22 年たっているわけである。この耐用年数は、その設置場所等の環境によっても多少期間が変わるといふふうには聞いているところである。そのような状況で、今年度改修工事をしたいというふうに考えているところである。以上だ。

(質 疑)

- 木村 貞雄 この入札の経過調書を示されているけれども、この中見ると 2 億以上の契約なのだけれども、100 円単位とか 300 円とかという差額あるけれども、これ誰に聞けばいいか、副市長に聞いたほうがいいのか、財政課長か。こういうことやっぱりあるのか。
- 財政 課長 あくまでも入札の結果なので、100 円もあるし、1,000 円もあるしということである。
- 木村 貞雄 もう一つ、ここに失格になっている、本会議でちょこっと聞いたのだけれども、もう少し詳しく知りたいのだけれども。
- 財政 課長 通常入札の場合、最低制限価格、予定価格というものがある。今回の場合は 1 億円以上の工事なので、最低制限価格ではなくて、低入札価格調査の基準価格というものを定める。それが入札の結果、調書の一番下に書かれている 2 億 3,537 万 7,000 円、これが低入札調査基準価格ということで、この金額を下回った場合は、皆さんそれぞれが入札に応じた額でできるかどうかという調査をする基準ということで、調査の対象になるかならないかの境目の金額である。今回の場合は、皆さんそれを下回った金額となっているので、一義的には全部の業者が低入札調査になるということなのだけれども、もう一つ失格基準というものがある。それは、低入札の基準価格を決めると同様に、現場管理費とか直接工事費とかというところにある一定の率を掛けて、それも全部低入札調査実施要領というところに公表されているので、その計算方法に基づいてそれを計算された金額を下回った場合は失格という形になる。だから、有効な入札としては、予定価格からその失格基準となる価格までが有効な価格という形になる。それを調書の中の 3 つについては下回っているので、失格という形になるし、それで今度残った 2 つの企業体についてはその中に入っていたということであるので、その中で一番安い価格のものが落札したという形で決定される。以上である。
- 小杉 武仁 今ほどちょっとつけ加えるようなのだけれども、今のその一定の率の計算という部分なのだが、これ私もちょっと資料調べたら、4 月 28 日更新されているということで、調査基準価格の中でのその一定の率の額の計算ということだと思うのだが、この今入札された 5 社のその一定の率の計算で出てきた数字というのはどこに出るわけか。ここで今把握されているか。
- 財政 課長 今最新で出ている低入札価格調査実施要領というのが国の改正等があつて、実は現場

管理費の部分がそれぞれ 10%上げられた。それが5月1日の公告からということでやったので、それで今回この工事については、5月1日以前の公告になるので、それぞれ現場管理費については、調査価格については80%、それから資格基準については70%という率を使って計算しているが、それぞれの企業体の価格については、公表の対象となっていないので、大変申しわけないが、お答えすることができない。ちょっと調べたら、何円かの差というのにも出てくるぐらいなのだ、恐らくそれ公表していただければ。これわかりづらいような入札方式なのではないかなと私自身はちょっと感じるのだが、今後もこのような形でやっていくのか。

小杉 武仁

財政 課長

こちら平成20年から設けて入札を実施しているところなので、業者の皆さんは十分承知されてやっているの、これをやらなければ制限価格という話になるかと思うけれども、低入札価格を導入しているのをやめるというわけにはいかないかと思っている。

[委員外議員]

小杉 和也

これ、工事期間が3月23日までということで、概要を見ると取り外しとか再取りつけとかいろいろあるのだけれども、3月までの間にいろいろ不都合がでてこないような、考えたような契約になっているのか、いかがか。

生涯学習課長

全体的には、施設の使用あるいは図書館、それから開館等をやりながら、順番に調整をしながら、皆様にもそういった旨をお知らせしながら、この部屋は工事のため何日から何日まで使えなくなるというようなことをお知らせしながらやるために、こういった期間でやりたいということである。

小杉 和也

では、今やりながらということだけれども、告知の方法とかは何か検討されているのか。

生涯学習課長

教育情報センター長のほうから答えさせていただく。

教育情報センター長

広報対応については、新年度早々にホームページ、それから市報等でお知らせを実施している。また、定期的に利用されている団体様にも、個別に4月の中旬に文書でお知らせをしている。今後工事スケジュール等決まったら、市報あるいはホームページを通じて随時お知らせをする予定にしている。

本間 善和

今回の工事のタイトルからいって、空調改修工事という格好になっているが、この工事の中の電気設備工事というところを見ると、太陽光発電設備というのが1項目載っているのだけれども、これは空調設備とどういう関係になっているのか。

生涯学習課長

基本的には、電気を使った空調を利用していきたいということで、そのことにこの太陽光を入れることによって、省エネをさらに進めることもできるし、それから機器そのものは20年前のものとは違って、機器を取りかえただけでも既に30%程度の省エネはできるのであるが、そういった電気系統も入れながら、この建物を長く使えるようにしてまいりたいというふうに考えているところである。



本間 善和　　そうすると、またちょっと深く突っ込んで聞きたいのだけれども、この太陽光発電というのは、通常の空調設備だと売電でやってしまうのだけれども、その売電のところだけプラスアルファで太陽光、自然エネルギーごとも入れて使えるようにという意図でこれを入れたということか。

教育情報センター長　今回の太陽光設備機器の導入については、省エネルギーの観点から導入を考えたものである。発電する電力については、自家消費を当面考えている。というのも、買取価格のほうがここ数年下がっている傾向もあるので、その辺の推移を見ながら、今後発電量等勘案して売電するほうが有利な場合はそちらを選択したいと考えている。

以上で質疑を終了し、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第 97 号については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定した。

○以上で当委員会に付託された議案の審査等を終了し、本委員会の報告を委員長に一任することを決め閉会する。

委員長（鈴木いせ子君）閉会を宣する。

（午前 11 時 54 分）